

議案第98号関連資料

明石市立総合福祉センターに係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

名称	所在地
明石市立総合福祉センター	明石市貴崎1丁目5-13

2 指定管理者となる団体の概要

名称	社会福祉法人 明石市社会福祉協議会
所在地	明石市貴崎1丁目5-13
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業(社会福祉法第2条第3項第13号)</li> <li>○障害福祉サービス事業(障害者総合支援法第5条第1項)</li> <li>○日常生活自立支援事業(社会福祉法第2条第3項第12号)等</li> </ul>

3 事業概要

項目	提案内容
運営体制	○これまでの実績を踏まえ、事業内容に応じた人員配置とするとともに、各事業の参加者層を考慮し、看護師資格を有した職員を配置するなど、効率面だけでなく安全面にも配慮した人員体制となっている。
事業展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域福祉の推進に関して、中心的な役割を担い、個別支援と地域支援に取り組んできたノウハウを生かした事業の実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合福祉センター施設の管理運営</li> <li>・地域活動支援事業</li> <li>・交流事業(高齢者、障害者、子ども)</li> <li>・健康相談等事業 など</li> </ul> </li> </ul>
貸館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公の施設として利用の公平性を重点に置きながらも、より効果的に利用いただけるよう、利用者目線での柔軟な対応にも努めるなど、地域福祉の向上に力点を置いている。</li> <li>○HPの充実のほか、広報紙を発行し、情報等の周知の充実を図っていくとともに、土曜日にも受付業務を行うなど、利用率と利便性の向上が図られている。</li> </ul>
維持管理	○日々の点検を行い、修繕が必要な個所を把握するとともに、市と密に情報共有、協議することにより、適切な役割分担のもと施設の維持管理が期待できる。

4 指定管理料

提案額：2023年度(令和5年度)～2027年度(令和9年度) 101,448千円/年  
 ※前回と同額